

経営者のための法律相談Q&A その56

フィッシング詐欺

1 本当に心当たりはないのか？

先日、私のパソコンのメールアドレスに、「私はハッカーです。あなたの行動を数週間観察していました。あなたがアダルトサイトを閲覧していたときにウイルスに感染しました。あなたがアダルトサイトを楽しんでいる様子、そのとき視聴されていた動画を表示するビデオクリップを作りました。今から48時間以内に16万円相当のビットコインをウォレットに送金してもらえば、動画を削除します。メールを転送しようとしたら、動画を公開します。」なんてメールが届きました。

2 そんな動画があるはずがない！

まつたく心当たりがなければ、即座に削除して放置するのですが、若干の心当たりがないでもないで……。おそらく詐欺だと思うが、確信が持てない。16万円を支払う気はまったくないが、これが本当なのかどうか確認はしたい。そして、何より穩便に済ませたい。そのためには、もう少し情報が欲しい……。

まあ、そう考えますよね。ですが、それこそが相手の思う壺だと思つてくれ

ださい。

このような請求に対して、何らかのアクションを取つてくることを相手は望んでいます。

「何を見ていたのか、言つてみろ。」（覚えてないけど）

「その動画を送つてみろ。」（ほんとに送られたらどうしよう）

「刑事告訴してやる。」（告訴しないから動画消して）

なんてメールを送るのは悪手です。

3 それはフィッシング詐欺です

冒頭のメールのような内容でお金を振り込むよう求めてくる手法をフィッシング詐欺と呼んでいます。この手法は様々で、私に届いたメールのようなアダルトサイトなどを見たのを知つてゐるというような他人に知られたくない閲覧等を公開するという直接的に脅すもの、「〇〇〇の期間が切れます。更新料が〇〇円かかります。」など契約更新を謳うもの、期間限定、特別なキャンペーンへの当選などを謳うものなど、多種多様です。

フィッシング詐欺において、相手が求めているのは、もちろんお金やビットコインを払わせることですが、この

メールだけで振り込んでしまう人は多くありません。

このようなメールへ返信することによって始まるやりとりのなかで、脅す内容に信ぴょう性を与えるような情報を提供し、あるいはあなたの個人情報を少しづつ集めしていく。もともとの請求額（16万円）よりもディスクアントした金額（5万円とか）を提示し、まあそれくらいならいいかと思わせててしまう。そんなことを目論んでいます。

そして、一度でも相手の要求に応じてしまふと、いいカモだと認識され、更なるフィッシング詐欺のターゲットになってしまいます。

4 では、どうしたら・・・

では、対処法は？

やはり、放置すること、無視することが一番です。とにかく相手に連絡を取ることは絶対に避けてください。（特に若干の心あたりがあると）

このような手法でフィッシング詐欺に遭っているのは、あなただけではありません。日本全国で同様のメールを送られてきている人がいます。

まず、メール本文の一部をコピーテ、インターネットサイトに張り付けて検索してみてください。同じような被害に遭つた人の書き込みなどが見つかることが多いです。同様のメールを送られた人が多数いることが分かれば、

あなたに送られたメールも詐欺であることが分かり、「放つておいても大丈夫そう」という安心を得られます。

街にある消費生活センターにも多くの情報が寄せられていますので、消費生

活センターへ相談するのも有効です。それでも不安であれば弁護士にご相談ください。

え？ 私はどうしたのかって？

インターネットで検索し、これがセクストーション（性的脅迫）と呼ばれるよくある一類型であり、たいてい48時間内に16万円を求めてくるものであることを確認し、安心して眠りました。

（本稿担当 上相 裕章）



弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-0025
東広島市西条中央7丁目三番三五号

☎ 493-17100 国 493-17101

弁護士 福田浩・今田健太郎・上福裕章・谷脇裕司・
加藤拓・鈴木謙治・中岡正彌・中江詩織・
大橋眞人・近藤健司